

県子連ジュニア・リーダー事業スタッフ募集要項

1 趣 旨

県子連ジュニア・リーダー関係事業を補助する登録制スタッフを募集することで、各事業の充実を図るとともに、県域事業のスタッフとして企画・運営等の活動及び実践の場を提供することにより、これからのリーダー指導者としての育成を図る。

2 登録スタッフの役割

(1) 県子連ジュニア・リーダー関係事業の運営に各事業実施主体のもと補助スタッフとして参加する。

(2) (1) に関連する会議へ出席する。

※事業ごとに補助人数を定め、適宜登録スタッフから参加を募ります。

3 県子連ジュニア・リーダー関係事業

- ・全子連認定ジュニア・リーダー資格認定講習会
- ・愛知県子ども会大会第2部アトラクション
- ・子ども会リーダーのつどい
- ・東海北陸地区子ども会ジュニア・リーダー研修大会 など

4 対 象

次の(1)～(3)の項目すべてに当てはまる方

(1) 当該年度の4月1日現在において18才以上の者

(2) 愛知県内の各市町村子ども会において子ども会リーダーとしての活動実績がある者

(3) 所属市町村子連会長から推薦された者、または県子連の定める基準を満たす者

5 申込期間

随時

6 申込方法

(1) 市町村子連に所属している方

別紙の申込書により、所属する市町村子連を通じE-mail またはFAXにてお申し込みください。

(2) 市町村子連に所属していない方

別紙の申込書により、E-mail またはFAX、郵送にてお申し込みください。

7 申込み先・問い合わせ先

愛知県子ども会連絡協議会 事務局

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地

TEL 052-212-5508/FAX 052-212-5503/E-mail aikoren@aichi-fukushi.or.jp

8 その他

(1) スタッフ登録にあたっては、全国子ども会安全共済会へ加入が必要です。

(2) 登録スタッフへの参加依頼、個人情報管理等は県子連事務局が行います。

(3) 希望が多数の場合は県子連事務局にて調整をいたします。

(4) 会議・事業開催に係る旅費につきましては、県子連事務局が負担いたします。別紙の申込書に自宅から愛知県社会福祉会館（事務局所在地）までの経路をご記入ください。なお、旅費の支給は、銀行振り込みとさせていただきます。

(5) その他必要事項は、申請者の所属する市町村子連事務局（所属がない場合は申請者本人）に後日連絡致します。

(6) 不明点等ございましたら、県子連事務局までご連絡ください。

附則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要項は、令和2年9月1日から一部改正し施行する。

附則 この要項は、令和6年10月9日から一部改正し施行する。

附則 この要項は、令和7年4月1日から一部改正し施行する。